(消費税(10%)込)(単位 円)

		設計検査料	現場検査料 (中間・竣工 一括)	合計
戸建住宅(新築)	フラット35(確認申請と併願) ※A	3,300	13,200	16,500
	フラット35S、ZEH(確認申請と併願) ※B ※C ※D	5,500	13,200	18,700
	住宅性能評価申請と併用した場合 ※E (評価活用での申請以外も含む)	3,300	13,200	16,500
	確認申請及び住宅性能評価申請と 併願して同時申請した場合 ※E (評価活用での申請以外も含む)	2,200	8,800	11,000
	フラット35(単独申請の場合) ※A	13,200	26,400	39,600
	フラット35S(単独申請の場合) ※B ※C ※D	15,400	26,400	41,800

円) (消費税(10%)込)(単位

		設計検査料	現場検査料 (竣工)	合計
#	フラット35(確認申請と併願) ※A (マンションー括申請)	10戸まで 16,500	n×2,200 110,000円を上限とする	16,500 + n×2,200 126,500円を上限とする
		10戸超 33,000		33,000 + n×2,200 143,000円を上限とする
	フラット35S、ZEH(確認申請と併願) (マンションー括申請) ※B ※C ※D	10戸まで 18,700	n×2,200 110,000円を上限とする	18,700 + n×2,200 128,700円を上限とする
		10戸超 37,400		37,400 + n×2,200 147,400円を上限とする
共同	住宅性能評価申請と併願した場合 ※E (マンション一括申請)	10戸まで 16,500	n×2,200 110,000円を上限とする	16,500 + n×2,200 126,500円を上限とする
.住宅等(新築)		10戸超 33,000		33,000 + n×2,200 143,000円を上限とする
	確認申請と住宅性能評価申請と 併願した場合 (マンションー括申請) ※E	10戸まで 11,000	n×1,100 55,000円を上限とする	11,000 + n×1,100 66,000円を上限とする
		10戸超 22,000		22,000 + n×1,100 77,000円を上限とする
	フラット35(単独申請の場合) (マンションー括申請) ※A	10戸まで 22,000	n×3,300 165,000円を上限とする	22,000 + n×3,300 187,000円を上限とする
		10戸超 44,000		44,000 + n×3,300 209,000円を上限とする
	フラット35S(単独申請の場合) (マンションー括申請) ※B ※C ※D	10戸まで 24,200	n ×3,300	24,200 + n×3,300 189,200円を上限とする
		10戸超 48,400	165,000円を上限とする	48,400 + n×3,300 213,400円を上限とする

n:戸数(適合証明を行う戸数)

(R5年4月1日改定)

- ※設計審査合格マンション物件で適合証明竣工現場検査申請のみを行う場合の手数料は13,200円 / 戸(税込) とします。
- ※マンションー括申請以外の場合は設計検査料は上記の表により、現場検査料は13,200円 / 戸(税込)とします。
- ※遠隔地における現場検査については、当社確認検査業務出張規定・地域区分一覧表に基づき別途出張費を検査毎に申し受けます。
- 但し建築基準法等他制度との同時検査の場合は、遠隔地費用を重複して加算しないものとします。
- ※長屋は、共同住宅等の料金を適用とします。 ※賃貸住宅融資は、共同住宅等の料金表のフラット35S、ZEHの欄の料金を適用します。
- ※当社で長期使用構造等の確認を行い、長期優良住宅の認定を取得し、プランA耐久性可変性で申請するもの、設計検査申請は不要です。 ※上記料金表に記載がないものは、別途見積もりとします。
- ※A フラット35で、断熱構造に関し仕様規定以外での申請の場合は、設計検査料に14,300円を加算。(他制度で当該基準に係る審査 を行ったものを除く) (共同住宅等の場合は、設計検査料に申請戸数×14,300円を加算。)
- **%**B
- フラット35Sで耐震性適用の場合は、設計検査料に14,300円を加算。(但し他制度で当該基準に係る構造審査を行ったものを除く)フラット35Sの省エネルギー性、フラット35ZEHでの申請は、設計検査料に14,300円を加算。(他制度で当該基準に係る審査を жc 行ったものを除く) (共同住宅等の場合は、設計検査料に申請戸数×14,300円を加算。)
- ※D フラット35Sの省エネルギー性以外の基準での申請の場合、断熱構造に関し仕様規定以外での申請の場合は、14,300円を加算。 (但し他制度で当該基準に係る審査を行ったものを除く)(共同住宅等の場合は、設計検査料に申請戸数×14,300円を加算。) ※E 設計性能評価において、フラット35の断熱構造、又はフラットSの省エネルギー性、フラット35ZEHの基準の審査を行わない場合は設計検査料に14,300円加算。(他制度で当該基準に係る審査を行ったものを除く)(共同住宅等の場合は、設計検査料に申請戸数 ×14,300円を加算。)

■適合証明検査手数料 (中古住宅)

株式会社 ジェイネット

(消費税(10%)込)(単位 田)

	(月負仇(10/b)及)(丰世 1		
		建築確認日がS56年6月1日以降	建築確認日がS56年5月31日以 前
戸建住宅等(中古)	フラット35	48,400	81,400
	フラット35S ※A ※B	53,900	86,900

※ 建築確認日が昭和56年5月31日以前の建築物の場合は、耐震評価が必要になり33,000円を加算した金額となっています。

(消費税(10%)込)(単位 田ノ

	には、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これで		
		建築確認日がS56年6月1日以降	建築確認日がS56年5月31日以 前
共同住宅等 (中古)	フラット35	46,200	79,200
	フラット35S ※A ※B	51,700	84,700

- ※建築確認日が昭和56年5月31日以前の建築物の場合は、耐震評価が必要になり33,000円を加算した金額になっています。
- ※手数料の徴収方法 各申請区分ともに申請書の提出時に手数料土消費税を申受けます。(振込みも可能です)
- ※調査項目の中で技術基準に「不適合」項目があった場合は、それ以降の調査を中止します。
 - 尚、調査費として33,000円を徴収し、申請手数料の残金をお返しいたします。
- ※遠隔地における現場検査については、当社確認検査業務出張規定・地域区分一覧表に基づき別途出張費を検査毎に申し受けます。 但し建築基準法等他制度との同時検査の場合は、遠隔地費用を重複して加算しないものとします。
- ※A フラット35Sで耐震性適用の場合は、14,300円を加算。(但し他制度で当該基準に係る構造審査を行ったものを除きます。) ※B フラット35Sの省エネルギー性、フラット35ZEHでの申請は、設計検査料に14,300円を加算。(他制度で当該基準に係る審査
- を行ったものを除く) (共同住宅等の場合は、設計検査料に申請戸数×14,300円を加算。)

(R5年4月1日改定)